５－２. 感染性廃棄物取り扱い

感染性廃棄物とは，「廃棄物処理法第２条第５項の規定による特別管理産業廃棄物を示し，医療機関等から生じ，人が感染し，若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ，若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう」と定義されている。

厚生労働省は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を通達し，感染性廃棄物の適切処理化を義務づけている。

I. 分別･廃棄

感染性廃棄物は他の廃棄物と分別して排出するものとする。ただし，非感染性であっても鋭利なものは，すべてを感染性廃棄物（血液・体液汚染と鋭利器材）とし，下表の通りに確実に分別・廃棄を行なう。

バイオハザードマークの色別

赤色	液状又は泥状のもの （血液等）
橙色	固形状の可燃物 （点滴セット，注射筒等のプラスチック類，ガーゼ等の繊維類等） 固形状の不燃物（ビン等のガラス類）
黄色	注射針の鋭利なもの （注射針，メス等）

感染性・非感染性廃棄物分別と廃棄の方法（別紙ポスター参照）

種類	マーク 収納容器	収　　納　　物	保管場所
感染性の液状，泥状のもの	『赤色』 バイオハザードマーク 灰色プラスチック 専用容器 （準貫通性容器） ① 20 リットル容器 ② 50 リットル容器	・血液，血清，血漿，体液，血液製剤等の液状または泥状のもの ・手術等に伴って発生する病理廃棄物	病理部， 検査・輸血部， 手術部等における部署指定の鍵付塵芥室

感染性固形状のもの	『橙色』 バイオハザードマーク 橙色ビニール専用袋 白色プラスチック容器 橙色ビニール袋 ① 20 リットル容器 ② 50 リットル容器	・血液又は，汚染物が付着した，ガーゼ，紙くず，繊維くず，廃プラスチック類等，専用袋を破損させない固形状のもの ・紙オムツ，生理用ナプキン，検尿コップ 感染症法で定める感染症分類 一類から三類及び，新たな指定感染症 ＭＥＲＳ 四類：A型肝炎，Ｅ型肝炎，鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザＨ５Ｎ１H,７Ｎ９を除く。）オムスク出血熱，炭疽，鼻疽，類鼻疽，サル痘，ボツリヌス症，ニパウイルス感染症，レプトスピラ症，ヘンドラウイルス感染症，ブルセラ症 五類：メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（ＭＲＳＡ），薬剤耐性緑膿菌感染症（MDＲＰ），バンコマイシン耐性腸球菌感染症（ＶＲＥ），感染性胃腸炎，ＨＢＶ，ＨＣＶ，ＨＩＶ，先天性風しん症候群，水痘，風疹，麻疹，急性出血性結膜炎，クロイツフェルト・ヤコブ病，手足口病，百日咳，ＲＳウイルス感染症，突発性発しん，急性脳炎，細菌性髄膜炎，無菌性髄膜炎，咽頭結膜炎，A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎，劇症型溶血性レンサ球菌感染症，流行性角結膜炎（ＥＫＣ），バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症（ＶＲＳＡ），ペニシリン耐性肺炎球菌感染症（ＰＲＳＰ），破傷風，ジアルジア症，クリプトスポリジウム症，アメーバー赤痢，ヘルパンギーナ，梅毒，薬剤耐性アシネトバクター感染症，侵襲性インフルエンザ菌感染症，播種性クリプトコックス症，カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	①塵芥室（施錠） ②原則施錠できる場所 （処置室，検査室等）
感染性鋭利なもの	『黄色』 バイオハザードマーク （非貫通性容器） ・赤シャープスコンテナ ・黄バイオコンパクト ・灰色プラスチック専用容器 （準貫通性容器） ① 20 リットル容器 ② 50 リットル容器	・注射針，メス等の鋭利なもの ・ 血液等が付着した鋭利なもので，赤色プラスチック容器、黄色プラスチック容器に入らないもの（穿刺用ガイドワイヤー，破片ガラスくず類など） ・病原微生物に関連した試験，検査等に使用した試験管，シャーレ等 ・ 橙色ビニール製専用袋を破損する可能性のあるもの	①注射薬混合用：点滴作成台に設置 ②点滴作成以外の鋭利機材： 専用容器の蓋を閉じる 点滴作成台から 1.5m 以上離れた場所に保管 （保管場所を決める）

非感染性廃棄物	『マークなし』 白色プラスチック容器 水色ビニール袋	・ 紙オムツ，生理用ナプキン，検尿コップ 感染症法で定める感染症分類 四類：レジオネラ症，オウム病，野兎病，狂犬病， エキノコックス症，腎症候性出血熱，Q熱，日本紅斑熱，日本脳炎，黄熱，デング熱，ウエストナイル熱，リフトバレー熱，回帰熱，マラリア，ライム病，ロッキー山紅斑熱，発しんチフス，つつが虫病，Ｂウイルス病，リッサウイルス感染症，コクシジオイデス症，ハンタウイルス肺症候群，キャサヌル森林病，西部ウマ脳炎，東部ウマ脳炎，ダニ媒介脳炎，ベネズエラウマ脳炎，チクングニア熱，重症熱性血小板減少症候群 五類：侵襲性髄膜炎菌感染症，侵襲性肺炎球菌感染症，流行性耳下腺炎，インフルエンザ（鳥/新型インフルエンザ除く），淋菌感染症，マイコプラズマ肺炎，伝染性紅斑，クラミジア肺炎（オウム病除く），性器クラミジア感染症，尖圭コンジローマ，性器ヘルペスウイルス感染症	ユーティリティ・トイレ専用汚物容器

※ 参考文献：感染性廃棄物処理検討会『廃棄処理法に基づく感染症廃棄処理マニュアル』，2012 年 5 月改訂

1．感染性廃棄物は，廃棄時に直接容器に入れることが望ましい。また，梱包前の感染性廃棄物は，蓋のついたペダル式灰色プラスチック専用容器等により，飛散・流失・職員などの手に汚染するおそれがない扱いとする。

2．感染性廃棄物は，容器や袋の容量８分目になった時点で，本院職員が蓋または結束バンドで密封する。

3．感染性廃棄物は、塵芥室（施錠）に運搬し，塵芥室内の感染性廃棄物専用スペースに一時保管する。部署内の感染性廃棄物専用スペースに感染性廃棄物が入りきらない場合は、清掃責任者（PHS 83030）へ連絡をし，回収依頼する。清掃員は、感染性廃棄物を地下階にある廃棄物保管室に運搬する。

感染性廃棄物（血液・体液汚染と鋭利器材）の分別方法

平成31年4月1日

	感染性廃棄物				非感染性廃棄物
	黄色マーク		橙色マーク	赤色マーク	マークなし
	血液・体液付着の鋭利なもの	鋭利器材専用 注射針、メス刃など	血液・体液付着の固形状の紙オムツ・生理用ナプキン・検尿コップ	液状（血液・体液）、泥状のもの	感染性なし（血液・体液付着がない）の紙オムツ・生理用ナプキン・検尿コップ
容器	灰色プラスチック容器（黄色マーク）	黄色プラスチック容器 赤色プラスチック容器	橙色ビニール袋	灰色プラスチック容器（赤マーク）	水色ビニール袋
保管場所	点滴作成台から1.5m以上離れた場所に保管	専用容器の蓋を閉じる 点滴作成台から1.5m以上離れた場所に保管	①塵芥室（施錠） ②原則施錠ができる場所（処置室，検査室等）	病理部，検査・輸血部，手術部等における部署指定の鍵付塵芥室	ユーティリティ・トイレ専用汚物容器
分別	・血液バック ・FFPバック ・特定生物由来製剤 ・排液ドレーンバック ・気管カニューレ ・尿カテーテル ・尿バッグ等 ・毒薬 ・橙色ビニール袋を貫通するもの ・赤プラスチック容器、黄色プラスチック容器に入らない鋭利なもの ・ <u>点滴セット</u> 		・ガーゼ、手袋、紙くず、廃プラスチックなど ・血液・体液付着の紙オムツ・生理用ナプキン・検尿コップ **<u>1）感染性あり基準（以下の感染症）</u>** 一類：エボラ出血熱、マールブルグ熱、南米出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ラッサ熱、ペスト、痘そう、 二類：急性灰白髄炎、結核、SARS、ジフテリア鳥インフルエンザ、MARS 三類：腸チフス、コレラ、パラチフス、細菌性赤痢腸管出血性大腸菌感染症 四類：A型肝炎、E型肝炎、オムスク出血熱、炭疽鼻疽、類鼻疽、サル痘、ボツリヌス症ニパウイルス感染症、レプトスピラ症ヘンドラウイルス感染症、ブルセラ症鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9を除く）重症熱性血小板減少症候群(フレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る） 五類：MRSA、MDRP、VRE、VRSA、感染性胃腸炎HBV、HCV、HIV、先天性風疹症候群、EKC水痘、風疹、麻疹、急性出血性結膜炎、破傷風クロイツフェルト・ヤコブ病、手足口病、梅毒百日咳、RSウイルス感染症、突発性発疹急性脳炎、細菌性髄膜炎、無菌性髄膜炎咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎劇症型溶血性レンサ球菌感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、クリプトコックス症ジアルジア症、クリプトスポリジウム症アメーバー赤痢、薬剤耐性アシネトバクター感染症侵襲性インフルエンザ菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 ＊その他、新たな指定感染症・新感染症	・組織、血液・体液など病理部等で使用	・感染性なし（血液などの付着がない）紙オムツ・生理用ナプキン・検尿コップ **<u>2）感染性なし基準（以下の感染症）</u>** 四類：レジオネラ症、オウム病、野兎病、狂犬病エキノコックス症、腎症候性出血熱、Q熱日本紅斑熱、日本脳炎、黄熱、デング熱ウエストナイル熱、リフトバレー熱、回帰熱マラリア、ライム病、ロッキー山紅斑熱発疹チフス、つつが虫病、Bウイルス病リッサウイルス感染症、コクシジオイデス症ハンタウイルス肺症候群、キャサヌル森林病ブルセラ症、西部ウマ脳炎、東部ウマ脳炎ダニ媒介脳炎、ベネズエラウマ脳炎チクングニア熱、ジカウイルス症 五類：侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、流行性耳下腺炎、インフルエンザ（鳥/新型インフルエンザ除く）淋菌感染症、マイコプラズマ肺炎伝染性紅斑、クラミジア肺炎（オウム病除く）性器クラミジア感染症、尖圭コンジローマ性器ヘルペスウイルス感染症ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎）後天性免疫不全症候群、梅毒、クロイツフェルト・ヤコブ病、播種性クリプトコックス症	

［参考文献］ 環境省　環境再生・資源循環局　廃棄処理法に基づく感染性廃棄処理マニュアル 平成31年4月改訂

II. 回収･保管･運搬

1． 回収・保管・運搬に携わる者は，廃棄物が常に感染の可能性があるものと認識し，適確かつ慎重に扱う。
2．各部署の塵芥室（施錠）での保管は，飛散・流出・悪臭発散をしないよう完全に密封し，速やかに病棟地下１階廃棄物処理室に運搬する。
3．容器は素手で触らずに手袋，マスクを着用し回収する。
4．感染性廃棄物を圧縮したり，容器を押しつぶしたりしない。
5．橙色ビニール製専用袋の回収，運搬は，身体から離して行なう。
6．感染性廃棄物を排出する部署名を記入する。容器には，感染性廃棄物通知書を添える。
7．収容した容器に貼付している感染性廃棄物通知書は管理課施設企画係で取りまとめる。

III. 感染性廃棄物の排出方法について

感染性廃棄物運搬中に内容物が飛び出すことが無いよう排出方法に注意する。

1．部署名を記入し、バンドをしっかり閉める。

２．フタの四隅をきっちり閉める。

３．添付用紙は、記入漏れのないようにする。
（日付、部署名、排出容器の数）

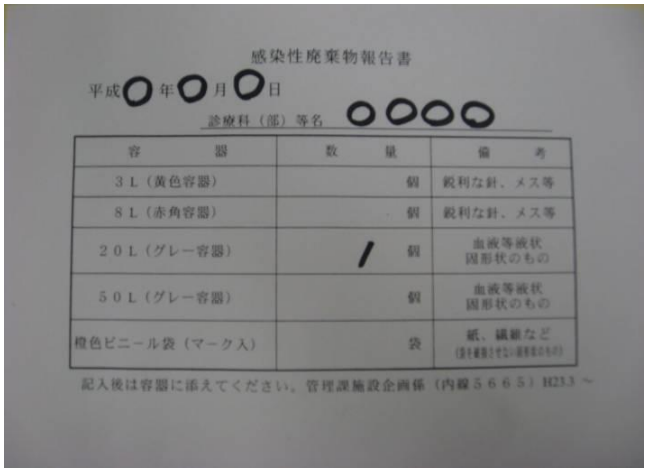

感染性廃棄物報告書

平成　年　月　日

診療科（部）等名

容　　器	数　　量	備　　考
３Ｌ（黄色容器）	個	鋭利な針、メス等
８Ｌ（赤角容器）	個	鋭利な針、メス等
２０Ｌ（グレー容器）	1 個	血液等液状 固形状のもの
５０Ｌ（グレー容器）	個	血液等液状 固形状のもの
橙色ビニール袋（マーク入）	袋	紙、繊維など

記入後は容器に添えてください。管理課施設企画係（内線５６６５）H23.3～

※内容物は８分目しか入れない。

※マジックで部署名をいずれか１ヶ所書く。

不明な点は管理課施設企画係（内線５６６５）に連絡をする

Ⅳ. 針刺し事故等の発生時

回収・保管・運搬作業時に針刺し事故が発生した場合，受傷者(職員)は総務課労務管理係(内線 5616)，感染制御部(内線：5703)に連絡し採血検体の提出，針刺し事故報告書を提出する。

受傷者が外注委託業者の場合は，清掃責任者（内線：5887）と管理課施設企画係（内線：5665)，感染制御部(内線：5703)に連絡する。事故の原因になった廃棄物の特定(排出部署，医療器材の感染性の有無)と現物の保存など事後処理を行ない，針刺し事故報告書を感染制御部に提出する。

安全衛生管理室　蓮池　清美
感染制御部小山田　玲子

(H14.2 作成・H16.3 改訂・H19.3/30 改訂･H22.3 改訂・H23.9 改訂・H25.7 改訂・H26.1 改訂・H28.5 改訂・H30.8 改訂)